

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年 9月 9日(火)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(13人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員

15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(5人)

3番 千田 甚治 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

13番 難波 克巳 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積（別段の面積）の  
設定について

議案第 9 号 農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改正に係る  
意見書の提出について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 坂本 和司 主任 渡辺 徹

主任 小林 龍治 主任 塩見 雅子 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 池原次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>小野農地 部会長 (以下 「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成26年9月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(13)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは(9)番(難波 福治)委員と(12)番(亀山 徹)委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の渡辺主任と則本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて11件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、使用貸借権設定が1件です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

**【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】**

1番につきましては、譲受人は下限面積の要件を満たしておりませんが、農地法施行令第6条第3項第3号「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作するものが権利を取得する」ことに該当します。

3番4番につきましては、両方合わせて下限面積の要件を満たすこととなりますが、4番について、農地として復元するため農地改良の転用申請をしていただく必要があるため、3番4番は保留とのことでした。

7番につきましては、申請地において農地としての利用に疑義があり、今後耕作していくのか確認中であるため保留とのことでした。

その他、2番、5番、6番及び8番から11番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、3番、4番及び7番については保留、1番につきましては農地法施行令第6条第3項第3号に該当するため許可、2番、5番、6番及び8番から11番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁11番までの計11件の内、3番、4番、7番は保留。1番は農地法施行令第6条第3項第3号に該当するため許可。残り7件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【 異議なしの声あり 】**

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁11番までの計11件のうち、3番、4番、7番は保留。残り8件は、許可と決定いたし

<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>ます。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第2号、1番から2番について調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>今回申請のありました2件につきまして、許可基準からみた検討状況は、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から2番までの計2件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【 異議なしの声あり 】</b></p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から2番までの計2件は、許可と決定いたします。なお、許可とした2件につきましては、9月29日開催予定の岡山県農業会常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することいたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p>

	<p>おそれいます、難波克巳 委員さんに関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(難波委員 退席)</p>
議 長	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から7頁にかけて26件の申請がありました。</p>
	<p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>1番の案件についてですが、農地法施行規則第22条第7号の規定に基づく書類として「農地転用に係る理由書」の提示をH26年8月末日までに求めていたが、提出されなかったため返戻となっております。</p> <p>9番の案件についてですが、許可申請地が、申請法人の理事が所有する農地で、平成23年7月に耕作目的で取得しています。しかし、取得後に敷地全体を耕作目的で利用せず、当該法人の通路で利用し、その他耕作目的以外の利用をしております。このことについて、理由書を確認しましたが、経過説明が不十分なため、別途顛末書を平成26年9月8日までに提出するよう指示した。しかし、顛末書の内容が不十分であることから保留とのことでした。</p> <p>その他の案件につきましては、別添の調査票のとおり問題なく、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>許可意見されました24件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p>

各委員	<p>は、4頁1番から7頁26番までの計26件の内、1番は書類不備のため返戻。9番は保留。残り24件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から7頁26番までの計26件の内、1番は書類不備のため返戻。9番は保留。残り24件は、許可と決定いたします。</p> <p>事務局、難波委員さん入室するように伝えてください。</p>
議 長	<p>(難波委員 入室)</p> <p>難波委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第3号は、4頁1番から7頁26番までの計26件の内、1番は書類不備のため返戻。9番は保留。残り24件は、許可と決定したことを報告いたします。</p> <p>なお、許可とした24件につきましては、9月29日開催予定の岡山県農業会常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、8頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、8頁に1件の申請がありましたが、前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人と賃借人の事情聴取内容を整理し、精査する必要があるため保留との事ございました。</p> <p>今回は、今まで事情聴取した内容を比較検討しました。賃貸人・賃借人への聴取内容は、お手元に配付しております、「賃貸人、賃借人双方の主張と事実関係」に記載しております。</p>

	<p>2 賃借料については、前払いと後払いで双方の見解の相違はあるものの、支払いがあったことについて争いはありません。 3 賃借人の該当農地における耕作状況については、賃借人は、休耕していたことは認めるが、当時の賃貸人に了解をとっており、また管理はしていた。 6 農業収入については、賃借人は農業収入は全体の収入の10分の1くらいであり、主な収入は年金との回答がありました。 7 今後の該当農地の利用計画についてですが、賃貸人は現時点では蕎麦を計画、賃借人は畑として野菜を植えたいと考えている。 8 解約の交渉については、賃貸人は離作補償は不要、賃貸人は約14アールのうち5アールの土地を離作補償として考えている、との回答がありました。</p> <p>賃貸人は賃貸借解除の理由として、1 賃借人の耕作放棄と著しい信義則違反、2 賃貸人の農地利用計画、3 賃借人の農地返還後の経済的損失なし、ということ挙げており、これは許可の要件である農地法第18条第2項の第1号「賃借人が信義に反する行為をした場合。」及び第3号「賃借人の生計を考慮した上賃貸人が耕作に供することを相当とする場合。」に当たると主張しています。</p> <p>今回の案件について倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、双方の主張と事実関係を元に、県と協議する必要があるため保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号の1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に、9頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から10頁にかけて10件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がござ</p>

	<p>いました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借1件、使用貸借9件です。</p> <p>また、利用期間については、すべて新規です。</p> <p>面積は18,050㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが1件、個人によるものが9件です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、10件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は9頁1番から10頁10番までの計10件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、10件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>次に、11頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、1番についてですが、平成24年7月に自己住宅として農地転用許可を受けておりましたが、譲受人が住宅ローンの融資が受けられなくなったことから、事業の承継</p>

	<p>を行うものです。</p> <p>このことについて倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認されました。</p> <p>次に、12頁をお開きください。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。12頁をご覧ください。1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする農地と申請人の自宅の所在は東富井で、東富井公民館に東北に位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、いずれも自宅の周辺にあり、被相続人、相続人ともに通作距離も問題なく、被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。</p> <p>また、申請農地の堀南594番1と595番1は、自宅から東約430にある市街化区域内の田の続き地で、594番1は全体面積429㎡の内、車置場を除く421㎡、595番1は207㎡全面積を申請しています。四十瀬550番1は自宅から東北約150mにある市街化区域内の田で、全体面積924㎡の内スロープを除いた920㎡を申請しています。いずれも農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、承認が相当と判断しました。</p> <p>なお、相続開始の日は平成25年11月22日で、期限内に申告予定です。</p>

	<p>これらの調査内容につき事務局としては、特例の対象となる要件に該当するものとして、判断しております。</p> <p>これらの調査内容について西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、12頁1番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>次に、13頁をお開きください。議案第8号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第8号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」でございますが、農地の権利取得面積（別段の面積）とは下限面積のことでございます。</p> <p>平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、</p> <p>倉敷市でも平成23年に「2010年農林業センサス」により市内一部区域において下限面積を引き下げております。</p> <p>また、「農業委員会の適正な事務実施について」という農林水産省経営局長通知も、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正について審議することになっております。</p> <p>このため、今年度見直しを検討いたしましたが、農林業センサスは5年ごとの調</p>

	<p>査であり変更がなく、また耕作放棄地の大幅な増減もないため、今年度は下限面積の変更を行わず現行の下限面積を継続することとしました。</p> <p>各地区協議会でご審議いただきましたが、</p> <p>現行どおりの下限面積を継続することで異議なく承認との事でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第 8 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」は、現行の下限面積を継続することを提案されていますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 8 号は承認されました。</p> <p>次に、14 頁をお開きください。議案第 9 号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改正に係る意見書の提出について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 塩見主任	<p>14 頁の議案第 9 号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経営基本構想）の改正にかかる意見書の提出について」ですが、倉敷市長より、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、意見を求められているものです。</p> <p>改正理由は、平成 26 年 6 月の「21 世紀おかやま農業経営基本方針」の改正により、「くらしきの魅力ある農業経営 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直すものです。</p> <p>主な改正点は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに農業経営を営もうとする青年等に関する数値目標を設定し、年間総労働時間 1,200 時間以上・年間農業所得 200 万円以上に</li> <li>・目指すべき農業経営モデル を 6 モデル設定するものです。</li> </ul> <p>なお、詳細な改正案及び新旧対照表は、あらかじめ議案と一緒にお配りしている資料のとおりです。</p> <p>これらの内容について、各地区協議会でご審議いただきましたが、今回の市基本構想の改正案は、妥当なもの判断されるため、「倉敷市農業経営基盤強化促進基</p>

<p>議 長</p>	<p>本構想については、これを適当と認める。」と意見することが相当とのことごさ いました。</p> <p>ご審議のほど，よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明では，議案第 9 号「農業経営基盤強化促進基本構想（倉敷市農業経 営基本構想）の改正に係る意見書の提出について」は，これを適当と認めると意見 することが相当とのことでしたが，皆さん，ご異議，ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことですので，議案第 9 号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に 1 5 頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告 について</p> <p>1 8 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>2 0 頁をお開きください。</p> <p>報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>2 4 頁をお開きください。</p> <p>報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局 渡辺主任</p>	<p>1 5 頁をお開きください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告 について」でございますが，1 5 頁から 1 7 頁にかけて 1 3 件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について，届出書が提出されたもの でございます。</p> <p>次に 1 8 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号 「農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」</p>

	<p>でございますが、18頁から19頁にかけて12件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に20頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、20頁から23頁にかけて25件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、24頁に1件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第4号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成26年10月8日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、</p>

議事進行をすることができました。

次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、  
よろしくお願いたします

これにて、散会いたします。

(閉会 午前10時40分)

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成26年9月9日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員